

農地法第4条・第5条(農地転用)許可申請必要書類一覧表

〒519-0195 亀山市農業委員会事務局
三重県亀山市本丸町5 7 7 番地

TEL 0595-84-5048
FAX 0595-82-9669

確認事項

- 申請受付締切:原則毎月15日頃(締切日はホームページに掲載)
- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定(賃貸借・使用貸借)などの権利設定をしている農地であれば、合意解約申出等が必要。
- 農業振興地域内農用地区域内農地であるか確認すること。農用地区域内農地の場合には原則転用できない。農用地区域からの除外の可否や手続については、別途確認すること。
- 地域計画区域内農地であるか確認すること。※地域計画区域内農地の場合には原則転用許可できない。もし、地域計画区域内農地から除外する場合は、通常よりも期間がかかる。
- 申請地の場所が現地でも明らかになるようにしておくこと。 他法令の手続の有無や留意事項を必ず確認しておくこと。

申請書類	部数	備考	■申請書及び必ず添付する書類	□必要に応じて添付する書類(備考参照)
■申請書(A3)	2部	2部とも押印 ※隣接農地所有者、水利権者等に事前に説明をしておくとともに、土地の仮登記や抵当権、地役権等がないか確認してください。		
■位置図(案内図)	1部	住宅地図などで、方角、縮尺、申請地及び一体利用地を明示するとともに、 排水経路(排水先が側溝や水路の場合にはその流水方向含む。) を記載		
■土地登記事項証明書(法務局で取得)	1部	正本1部(申請日からおおむね6か月以内に発行されたもので、 全部事項証明書に限る。) ※相続の未登記等がないか確認してください。		
■公図の写し	1部	申請地及び一体利用地を明示するとともに、隣接地の所有者・登記地目を記載 ※申請地に「+表示」が含まれていないか確認してください。	例	
<input type="checkbox"/> 地積測量図(境界確定図、求積図、求積表)の写し	1部 2部	公簿面積±30%以上の場合のほか、境界確定後または分筆後の申請である場合 一部転用は原則分筆してください。一時転用などやむを得ず分筆しない場合、申請書に原則添付し、割印を必ずしてください。		
■配置図(土地利用計画図)	1部	方角、縮尺または距離、建物その他の施設の配置、周囲の状況、 取水及び排水経路(排水先が側溝や水路の場合にはその流水方向含む。) を記載 ※現地もよく確認してください。特に排水先及び流末に問題がないか、現実には排水可能であるか必ず事前に確認してください。		
<input type="checkbox"/> 建物平面図及び立面図	1部	住宅は 建蔽率22%以上 必要です。また、 一般住宅への転用の場合には敷地面積500㎡以内 であること。建築面積、延床面積の記載も必要です。 ※一体的に住宅敷地として利用する農地以外の土地がある場合、既存住宅敷地の拡張の場合には、農地以外の土地も含めた全体面積で判断します。		
<input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び断面図	1部	盛土、切土等のある場合、 断面図の位置を平面図等に記載		
<input type="checkbox"/> 事業計画書	1部	資材置場、駐車場等、事業用施設、農地面積が3,000㎡を超える転用の場合、 転用理由(新設・移転・拡張など)を詳細に記載		
■資金証明	1部	預貯金通帳の写し(口座名義人と残高の分かる部分、申請日からおおむね3か月以内の日付による確認ができるもの)、残高証明書、融資証明書、融資見込証明書等(申請日からおおむね6か月以内の日付で発行されたもの、ただし、有効期限があるものは有効期限内のもの)		
■誓約書	1部	指定様式 、なお、誓約者は譲受人・借入人です。		
<input type="checkbox"/> 既存駐車場等の配置図等	1部	駐車場、資材置場等の場合、既存施設の 位置図、配置図、現況写真及び写真撮影方向 が分かる資料を添付		
<input type="checkbox"/> 借受申込書(貸借契約書の写し)	1部	貸駐車場、貸資材置場等の場合、譲受人・借入人から借受者が当該土地を借り受けることが分かるもので、用途、理由を具体的に記載した書類		
<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書	1部	法人による転用の場合、 正本1部 ※JV(共同企業体)による転用の場合は、共同企業体協定書の写しもあわせて添付してください。		
<input type="checkbox"/> 農地転用(一時転用)農地復元計画及び誓約書	1部	一時転用の場合、 ①農地転用期間内に必ず農地に復元し写真を添えて書面で報告することの誓約、②申請地内に設置する構造物は恒久的なものではなく撤去が可能な仮設的なものとするの誓約、③農地復元計画の詳細な内容、 以上3点を借入人(転用者)が記載した書類		
<input type="checkbox"/> 土地貸借契約書等の写し	1部	一時転用の場合、貸し人と借入人との貸借契約書の写しまたは貸し人の同意書の写しを添付(期間満了後に農地へ復元する記載が必要)		
<input type="checkbox"/> 雨水排水系統図	1部	5,000㎡以上の転用の場合等		
<input type="checkbox"/> 水理計算書	1部	他法令の審査が無い10,000㎡以上の転用の場合(流出量算定根拠及び各排水路(施設)の断面決定の根拠を明記)		
<input type="checkbox"/> 土地改良区の意見書	1部	申請地が徳原・中の山・住山・三寺の各土地改良区域内にある場合		
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(戸籍附票の写し)	1部	土地登記事項証明書の記載と譲渡人・貸し人の現住所が異なる場合、住所がつながるもの 正本1部		
<input type="checkbox"/> 始末書及び写真等資料	1部	無断転用の場合、原則所有者、必要に応じて転用者と連名で、時期や内容等を明記 ※現況写真と写真撮影方向が分かる資料を添付		
■申請地の写真	1部	申請地が特定できるように図示し、写真撮影方向が分かる資料を添付		
<input type="checkbox"/> その他必要な書類	1部	てん末書・申立書・理由書・上申書等や参考資料()		

○転用事由が太陽光発電施設設置等の場合には、別紙「(農地法第4条・第5条許可申請関係)太陽光発電施設設置等に伴う注意事項・追加必要書類」や別紙「市許可における太陽光発電施設(FIT及び非FIT)の添付書類等について」も確認してください。